

仙台青葉学院短期大学 除籍及び復籍規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第18条第2項の規定に基づき、学生の除籍及び復籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍日)

第2条 除籍日は、学則第18条第1項の各号に掲げる事由の区分に応じ、次のとおり定めるものとする。

	事由	除籍日
第1号	第6条に定める在学期間を超えた者	在学期間の満了日
第2号	第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者	休学期間の満了日
第3号	授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学納付金等規程に基づき学長が定める日
第4号	死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者	学長が定める日

(除籍予告通知)

第3条 学科長は、学生が前条の表事由の欄の第1号から第3号までのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該学生に対し適正な指導を行った上で、学長に対し報告しなければならない。学長は、概ね1箇月前までに、学生及び学生の保証人（父母等）に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。

2 学長は、学生が前条の表事由の欄の第4号に該当する場合は、速やかに除籍の手続を行うものとする。

3 第1項の通知は、学則第18条第1項各号に掲げる事由の区分に応じ、次の各号に定める様式に基づき行うものとする。

(1) 学則第18条第1項第1号、第2号、第4号 様式第1号

(2) 学則第18条第1項第3号 様式第2号

(除籍の決定)

第4条 学科長は、前条第1項の予告通知が発せられた場合は、当該学生の除籍について教授会及び運営協議会に諮るものとする。

2 学長は、教授会及び運営協議会の審議を参考として除籍について決定し、学生及び学生の保証人（父母等）に対し、除籍の通知をするものとする。

3 前項の通知は、様式第3号に基づき行うものとする。

4 学則第18条第1項第3号により除籍された者の各種証明書は、所定の授業料を納めた後に発行する。

(復籍の決定及び取扱い)

第5条 学科長は、第2条の表事由の欄の第3号又は第4号の事由により除籍が決定し

た者の除籍事由が消滅し、除籍の日の翌日から起算して3年以内に本人（第4号の事由による場合は、父母等代理人を含む。）が保証人（父母等）とともに復籍を願い出た場合は、当該者の復籍について教授会及び運営協議会に諮るものとする。

- 2 学長は、教授会及び運営協議会の審議を参考として復籍について決定し、当該者及びその保証人（父母等）に対し、様式第4号に基づき復籍の通知をするものとする。
- 3 前項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。
- 4 復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。
- 5 復籍の決定を受けた学生が就学を希望しない場合は、学則第17条に定める退学の許可を得なければならない。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。